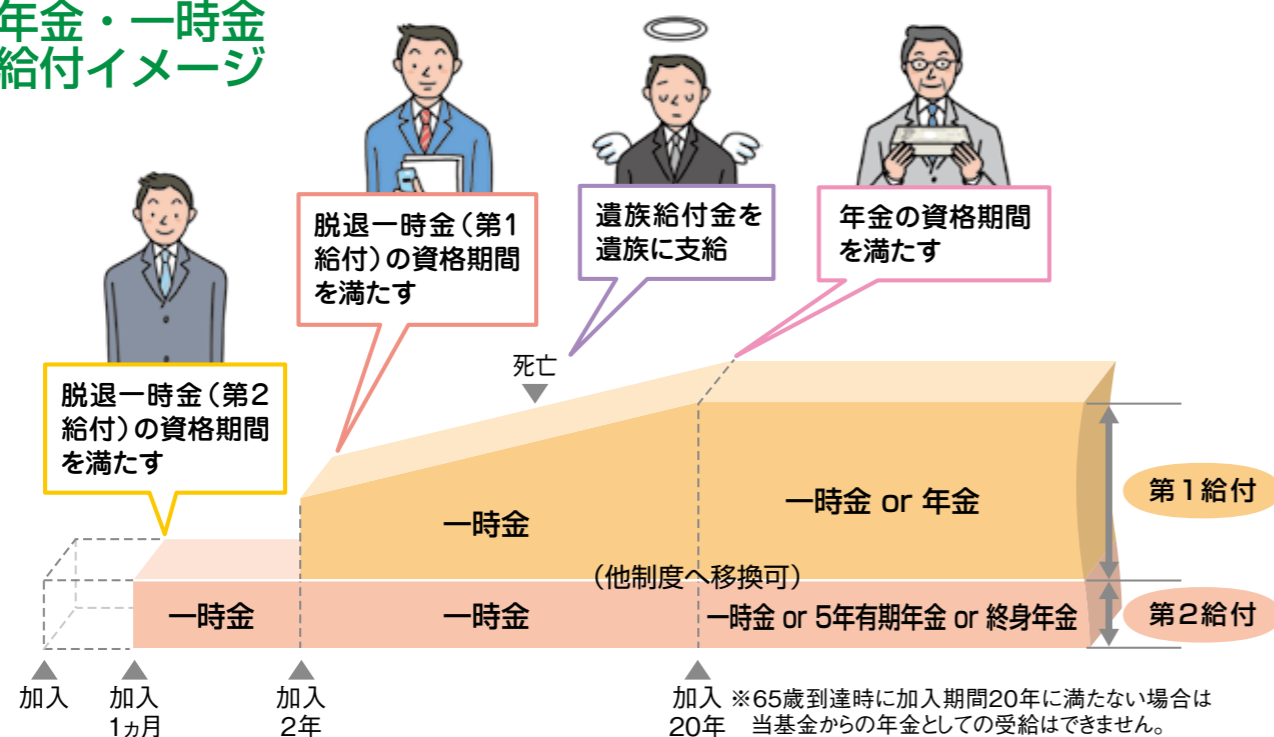


# 伊藤忠連合企業年金基金から 受けられる

## 年金・一時金

当基金から受けられる給付は、第1給付と第2給付に分かれています。  
加入期間に応じ、年金や一時金、遺族給付金で受けることができます。

### ■年金・一時金 給付イメージ



### 第1給付

加入者期間：2年以上～20年未満は、脱退一時金または他制度  
20年以上は、脱退一時金・年金または他制度

### 第2給付

加入者期間：1ヵ月以上～20年未満は、脱退一時金または他制度  
20年以上は、終身年金・5年有期・脱退一時金または他制度

#### 加入者期間20年以上の方の注意事項

- ◆第1給付を一時金にすると、第2給付も一時金になります。
- ◆第1給付を年金にすると、第2給付は3つのパターンからの選択となります。

### 遺族給付金

加入している(加入していた)人がいずれかに該当したとき、遺族が受けられます。

- 1 2年以上加入した人が在職中に死亡したとき
- 2 退職後に第1給付を受けはじめる前に死亡したとき
- 3 第1年金を受けはじめてから15年以内に死亡したとき

## ■給付金を受けるための手続きの流れ

請求時期	
60歳未満で資格喪失	一時金：資格喪失時 年金：60歳到達時
60歳以降で資格喪失	一時金 } 資格喪失時 年金 }
加入中65歳到達 (加入期間20年以上)	一時金 } 65歳到達時 年金 }

※支給繰下げ制度あり

### 年金を受ける手続き

給付金フローチャート図にてご自身の受けられる給付金をご確認いただき、年金を希望される方は、年金の請求書をご提出ください。

年金裁定請求用紙につきましては、60歳以降資格喪失される方で、年金での受取りを希望された場合は、事業所の事務担当者より用紙を頂いてください。

それ以外の方につきましては、基金から送付させていただきます。

### 一時金を受ける手続き

会社を退職すると退職の際に会社の事務担当者を通じてご本人に「一時金裁定請求書」(一時金を受けるために必要な書類)が送付されます。なお、裁定請求とはご本人が一時金を受けるために請求することをいいます。脱退一時金を受けるためには、「一時金裁定請求書」を各種選択書と必要な添付書類とともに基金へ提出してください。脱退一時金は「一時金裁定請求書」を提出してから1ヵ月～2ヵ月程度で受けられます。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」については、退職金が支給されなくても必ず提出してください。

### 遺族給付金を受ける手続き

ご遺族が遺族給付金を受けるためには「遺族給付金裁定請求書」に必要な添付書類とともに基金へご提出ください。

#### 添付書類

加入事業所もしくは基金からご案内させていただきます。

基金では、皆さまに企業年金の情報をご提供するホームページを開設しております。受けられる年金・一時金の概要や、年金に関する手続きなどを掲載しています。是非ご利用ください。

ホームページアドレス  
<http://www.itcrengokikin.or.jp>